

ロシアの日本産食品等の輸入に対する規制緩和について

(長野県産農産物の輸入停止の解除について)

平成23年6月29日

農林水産省国際部輸出促進室

1. 状況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、ロシア政府は、福島県、群馬県、千葉県、茨城県、長野県、栃木県、東京都で3月11日以降に生産された農産物（加工品を含む）及び本州（主に東北地方）の242施設で製造された水産物（加工品を含む）の輸入を停止するとともに、それ以外の食品について、ロシア側で通関時に放射性物質の検査を実施しています。

ロシア政府の規制導入を受け、これまでロシア側に規制緩和を働きかけてきたところ、このたび、ロシア政府から長野県で3月11日以降に生産された農産物の輸入停止措置の解除について、通知がありました。

なお、日本政府としては、引き続き、ロシア側に規制緩和を働きかけていくこととしています。

2. 規制の概要

ロシア向けに輸出される食品等に対する規制

	対 象	規制の内容
1	3月11日より前に収穫・加工された農産物・水産物	ロシア側で通関時に検査
2	3月11日以後に福島県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、東京都で収穫・加工された農産物 ロシア指定242施設で製造された水産物	輸入停止
3	3月11日以後に福島県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、東京都以外で収穫・加工された農産物 ロシア指定242施設以外で製造された水産物	ロシア側で通関時に検査